

港湾法の一部を改正する法律案

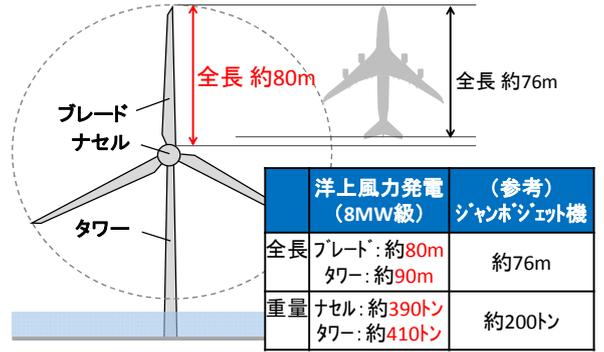
背景・必要性

① 洋上風力発電の導入促進

- 関係法令(※)の整備に伴い、今後、洋上風力発電の導入加速化が見込まれ、重厚長大な資機材を扱うことが可能な埠頭を長期・安定的に利用することが必要。
- 一方で、そのような耐荷重・広さを備えた埠頭を有する港湾の数は、洋上風力発電プロジェクト数に比して限定的。
- このような埠頭は、通常の港湾施設と異なり、高度な維持管理が必要であるほか、広域に展開し、参入時期の異なる複数の発電事業者間の利用調整が不可欠。

(※)「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成30年法律第89号)」(以下、「再エネ海域利用法」という。)

<洋上風力発電設備の規模>



※ブレード重量:約35トン

※ジャンボジェット機はB747-8

② 国際基幹航路の維持・拡大

- コンテナ船舶の大型化等に伴い、船社による寄港地の絞り込みが進み、国際基幹航路(※)に就航する外資コンテナ船の我が国への寄港回数は減少傾向。
- 外資コンテナ船の寄港回数の減少は、我が国企業の物流費用やリードタイムを増加させる等、我が国の国際競争力に大きく影響。
- 外資コンテナ船の寄港促進のためには、海外荷主、外航船社等に対する営業活動や埠頭運営における生産性向上等の取組が不可欠であるが、国際戦略港湾の港湾運営会社(以下単に「港湾運営会社」という。)の経営資源のみでは限界。

(※)国際戦略港湾と北米・欧州等の主要港湾との間の、長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際貨物輸送網を形成する航路をいう。

寄港便数/週



※京浜港・阪神港毎に、週あたり寄港便数を単純に合計

法案の概要

① 洋上風力発電設備の設置等の基地となる港湾の確保等

- ・国が洋上風力発電設備の設置等の基地となる港湾(海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾)を指定し、当該港湾の埠頭を発電事業者に長期間貸し付ける制度を創設。国は埠頭における複数事業者の利用を調整。

海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の指定

指定要件

- ・複数事業者の利用が見込まれること
- ・地耐力を強化した岸壁(国有港湾施設)
- ・長尺資機材の保管・組立が可能な規模の荷さばき地 等

発電事業者への埠頭(行政財産)の長期貸付け

- ・貸付け対象は、再エネ海域利用法で定める促進区域、又は港湾区域における発電事業者
- ・発電事業者は洋上風力発電の設置、定期的な大規模修繕、メンテナンス、撤去等に長期にわたって埠頭を安定的に利用

- ・港湾区域における公募占用計画の認定の有効期間を20年から30年に延長。



<欧州における基地港湾の利用状況>

基地港湾の確保等による
洋上風力発電事業の円滑な推進

② 国際基幹航路の維持・拡大に関する取組の強化

- ・港湾運営会社の運営計画に「国際基幹航路に就航する外資コンテナ貨物定期船の寄港回数の維持・増加を図るための取組に関する事項」を追加。
- ・国土交通大臣は港湾運営会社に対し、海外ポートセールスに有益な情報の提供や指導・助言及び国の職員の派遣により支援。

国際基幹航路の維持・拡大による我が国産業の国際競争力の強化

【目標・効果】

①基地港湾の確保による洋上風力発電事業の円滑な推進

(KPI) 促進区域において運転が開始されている事業数:0事業(2019年度) ⇒ 地域・関係者のご理解を前提に5事業(2030年度)

②我が国に寄港する国際基幹航路の輸送力の確保

(KPI) (2019年7月) 京浜港 週27万TEU(欧州:週2便、北米:デイリー寄港、中南米・アフリカ・豪州:3方面・週12便)

阪神港 週10万TEU(欧州:週1便、北米:デイリー寄港、アフリカ・豪州:2方面・週5便)

⇒(2023年度末) 京浜港及び阪神港において、現行の運航頻度の維持・増加に努めつつ、現行以上の輸送力を確保

※TEU(Twenty-foot Equivalent Unit):20フィートコンテナ換算